

指定短期入所生活介護事業所 第二砂丘寮 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三和会が設置、運営する指定短期入所生活介護事業所第二砂丘寮(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために介護保険法及びその他法令、省令等の定める基準に従い、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身の状況、若しくはその家族等の疾病、冠婚葬祭、旅行、出張、入学、介護疲れ等の理由により、家族の負担軽減と、利用者と家族のQOLの向上を図るために、同事業を運営するものとする。

2 事業者は、要介護者等の介護サービス計画に基づき、サービスの提供が確保されるように、要介護者等及び家族や、他の事業者、居宅介護支援事業者等との連絡、調整を図るようにする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 指定短期入所生活介護事業所第二砂丘寮

(2) 所在地 浜松市中央区田尻町1182番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職種内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(施設長兼務)
管理者は、事業所の従業者を指揮監督して、適切な事業運営を行う。

(2) 医師 1名(非常勤)
医師は、利用者の心身の機能維持を医学的立場から管理を行う。

(3) 生活相談員 1名以上(兼務)
生活相談員は、介護計画表を基本にして利用者の相談に応じ生活支援を行う。

(4) 介護職員 28名以上(兼務)
介護職員は、介護計画表を基本にして、利用者の生活上の介護を行う。

(5) 看護職員 3名以上(兼務)
看護職員は、介護計画表を基本にして、利用者の生活上の看護を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上(兼務)
機能訓練指導員は、介護計画表を基本にして、利用者の機能維持及び減退を防止する為の全身運動等を行う

- (7) 管理栄養士 1名以上(兼務)
管理栄養士及び栄養士は、利用者の食事に関して、適切な栄養管理を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は10人とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 機能訓練(日常動作訓練)
- (3) 介護サービス
- (4) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料金およびその他の費用等)

第7条 事業所の利用費用として、介護サービス費(本人負担割合)とその他の体制にかかる負担額の合算額、法定外の給付費として食費、滞在費を徴収する。

(通常の送迎実施地域)

第8条 通常の送迎実施地域は、旧浜松市内を区域とする。但し、特段の事情により実施する場合がある。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が事業所を利用する際に、事業所は、利用者及び家族等に対して運営規程の定めてある文章を交付し、利用者から十分な同意を得て、サービスを開始しなければならない。

2 サービス利用期間中の介護は、介護職員が統一した介護を目指すために、利用開始時より介護職員、看護職員その他の職員が介護計画を立案し、利用者本人及び家族等からの同意を得て、サービスを提供しなければならない。尚、介護計画作成時に、予め作成してあった場合は、居宅サービス計画を優先する。

3 事業所を利用中には、他の医療、福祉サービス機関、居宅介護支援事業所との綿密な連絡を図って、円滑なサービス運営を行うものとする。尚、重篤な疾病等に罹った場合は、提携医療機関に相談し場合によっては、サービスを終了するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 職員は、入居者の健康状態に急変、その他、緊急事態が生じた時は、主治医、又は協力機関への連絡を行い、その指示に従って必要な措置を講ずるとともに、入居者家族へ連絡を行う。

(非常災害対策)

第11条 災害時における対応として、介護老人福祉施設に入居している入居者と同様に予め定めてあるマニュアルに沿って、利用者の安全を確保する。

(衛生管理等)

第12条 施設は、利用者の使用する食器やその他設備又は飲料水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行う。

2 施設は、感染症の発生や蔓延防止のために委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応等)

第13条 施設は、事故発生及び再発防止のための各種マニュアルを整備するとともに、改善策を職員に周知徹底する体制を整備し、定期的に研修を実施する。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した際は、速やかに当該利用者家族、浜松市等へ連絡をするとともに、状況及び実施した措置を記録する等の必要な措置を講じる。

3 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した際には、速やかに賠償をすることとする。

(苦情処理)

第14条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者やその家族等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、事実関係の調査、改善措置、利用者やその家族等に対する説明、記録の整備などの必要な措置を講ずることとする。

2 施設は、利用者又はその家族等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、「苦情対応マニュアル」に沿って対応する。

3 施設は、前項の苦情を受け付けた際、当該苦情内容等を記録し、浜松市等より改善報告の求めがあった際は、改善内容報告を行なうとともに、概要をホームページ等へ公表する。

(記録の整備)

第15条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日より5年間保存する。

(1) 利用者へのサービス提供に関する計画

(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、心身状況並びに緊急やむを得ない理由の

記録

- (4) 市町村等への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置等についての記録
 - 2 施設は、設備や職員、会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(虐待の防止)

第16条 虐待の発生又はその再発防止の為、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練実施等の必要な措置を講ずる。

(その他施設の運営に関する重要事項)

- 第17条 職員は、研修会を定期的開催し、資質の向上を図ると共に、外部研修等も積極的に参加する。又、資格等を有しない職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずることとする。
- 2 施設は、運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携や協力を行う等、地域との交流を積極的に図る。
 - 3 施設に勤務する全ての職員は、利用者及びその家族等に関し、知り得た業務上の情報を他人に漏洩してはならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、職員と雇用契約にて締結することとする。

第18条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三和会と短期入所生活介護事業所第二砂丘寮の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は、平成12年4月1日より施行するものとする。

(附則) 平成13年4月1日改定

(附則) 平成17年10月1日改定

(附則) 平成22年4月1日改定

(附則) 令和2年1月16日改定

(附則) 令和3年4月1日改定

(附則) 令和6年1月1日改定